

林業事業者等との意見交換会 事前提出のご意見・ご要望と回答

番号	ご意見・ご要望	回答	備考
1	<p>・「高野の木」ブランド化について 高野山国有林、伯母子国有林、桧股国有林、荒神山国有林と高野山、野迫川村の民有林、寺社有林と一体として、生産・販売ができないか</p>	<p>・近中局においても民国連携の取組を推進しており、民有林との共同施業団地を設定し、路網整備、生産・販売、造林・育林を一体的に取り組んで行く考えです。このうち、共同した販売方法としては「民有林と連携したシステム販売」があります。これは公募により国有林近隣の民有林所有者と協定し、樹種、期間、数量について連携した供給によるロットの拡大で、林産物の供給者側・需要者側双方にメリットのある流通を目指したもので、素材及び立木でも可能です。 具体的には、当該箇所を管轄する地元署(所)へ相談願います。</p>	
2	<p>・私は和泉市に住んで77年になります。造林と素材生産を営んでいます。今も現役でがんばってます。なぜこの年までしなければならぬのか</p>	<p>・林業就業者数の減少及び高齢化については、林野庁でも大きな問題と認識しており、その対策として平成15年度から「緑の雇用」事業等により新規就業者の確保、現場技能者の研修など人材育成に取り組んでいるところです。その結果、林業従事者数も近年では5万人程度で下げ止まりとなっており、依然として高齢化率は高いものの、若年者率も上昇傾向にあり、効果が現れているところです。 今後は、地球温暖化防止に係る森林の若返りの取組としての主伐・再造林等により、立木販売を主体として事業量が拡大していく方向です。 このような中、引き続き「緑の雇用」事業等を活用いただき、次世代の林業担い手の育成をお願いしたいと思います。</p>	
3	<p>・実行記録写真の整理方法について 造林・生産請負実行管理基準5の(3)の(b)の(エ)中に「四つ切り以上のアルバムに添付する」と記載されています。前回の意見交換会(H26.9.12岡山開催)でも伺いましたように、工事写真管理ソフト等による写真整理は可能でしょうか。(写真データをプリントに出す手間と、経費が削減できる。)</p> <p>・賃金変動に対する工事請負契約金額のスライド額試算について スライド額試算要領等があるのですか。</p>	<p>・工事写真について、デジタルカメラにより撮影し写真管理ソフトを使用して整理した印刷物による提出は可能ですが、この場合でも「造林(製品生産)事業請負実行管理基準」の規定に基づき作成するとともに、写真データは別途電子媒体(原則CD-R)でも提出する必要があります。なお、提出する印刷物のサイズについては、近中局ではA4サイズ以上も可として取り扱っているところです。 もう一点の質問事項である、スマホの電子看板のソフト(黒板アプリ等)については、どの写真にでも貼り付けが可能であり、現地と違う写真が使用される恐れがあるため、認められません。 ※「造林(製品生産)事業請負実行管理基準」は、局ホームページ&gt;入札情報&gt;各種様式・約款&gt;造林(製品生産)事業請負標準仕様書の中にあります。</p> <p>・賃金変動に係る工事請負契約金額の変更等の対応については、賃金改定時の変動率等を考慮し、必要と判断された場合に発出される林野庁通知に基づき実施しているところであり、要領によるものではありません。林野庁通知では、スライド額について「変動(労務単価改定)前の残請負金額(請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額)と変動後の残請負金額(変動後の賃金水準・物価水準を基礎として算出した残請負金額)との差額のうち変動前の残請負金額の100分の1を超える額」としています。</p>	